

平成29年

建設消防委員会

3月9日

豊明市議会

建設消防委員会会議録

平成29年3月9日

午前10時00分 開会

午前11時47分 閉会

1. 出席委員

委員長	毛 受 明 宏	副委員長	近 藤 裕 英
委員	清 水 義 昭	委員	富 永 秀 一
委員	近 藤 善 人	委員	村 山 金 敏

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	石 川 晃 二	議事担当係長	水 野 美 樹
議事課主事	荻 正 幸		

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小 浮 正 典	副市長	坪 野 順 司
経済建設部長	下 廣 信 秀	消防長	土 屋 正 典
産業振興課長	宇佐見 恭 裕	経済建設部次長	麻 生 亨
都市計画課長	近 藤 潔	土木課長	鈴 木 英 樹
環境課長	相 羽 敏 明	下水道課長	花 木 喜 久 治
消防総務課長	稲 垣 聡	消防署長	毛 受 淳 一
消防南部出張所長	早 坂 和 彦	市街地整備推進室長	河 北 裕 喜
産業振興課長補佐	石 川 悟	土木課長補佐	星 子 恭 士
土木課長補佐	加 藤 忠	都市計画課長補佐	中 野 忠 之
環境課長補佐	堀 越 伸 江	環境課長補佐	堅 田 直 寛
消防総務課長補佐	相 木 義 博	消防総務課長補佐	羽 場 浩 一 郎
商工・観光担当係長	山 田 康 晴	市街地整備推進担当係長	川 崎 博
計画建設担当係長	北 川 宣 志	業務担当係長	柴 田 ひろみ

5. 傍聴議員

郷右近 修 蟹 井 智 行 後 藤 学 宮 本 英 彦

ふじえ 真理子

近 藤 郁 子

近 藤 千 鶴

早 川 直 彦

杉 浦 光 男

三 浦 桂 司

一 色 美智子

6. 傍聴者

一般傍聴者 3名

午前10時開会

○建設消防委員長（毛受明宏議員） おはようございます。定刻に御参集いただきありがとうございます。

ただいまより建設消防委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶願います。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 皆さん、おはようございます。

本日の建設消防委員会に付託されました議案は、条例等の案件が5件、補正予算の案件が5件、その他案件が2件の合計12件でございます。慎重な審査をどうぞよろしくお願いいたします。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ありがとうございます。

ここでお諮りいたします。市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は自席待機といたしたいが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には直ちに出席いただきすよう御承知おきを願います。

（関係職員以外退席をなす）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 本日の傍聴については、申し合わせに従い、15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論点を整理し、反問されますようお願いいたします。

初めに、議案第16号 市道の路線廃止についてと、議案第17号 市道の路線認定については関連がありますので、一括議題といたしたいがこれに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 御異議ありませんので、議案第16号と議案17号を一括議題といたします。

理事者の説明、質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとに行います。議案第16号と議案第17号について理事者の説明を求めます。

鈴木土木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） それでは、議案第16号、市道の路線廃止について御説明いたします。

道路法第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を廃止するものです。

附図をごらんいただきながら御説明しますので、次のページをおめくりください。

路線番号3005、路線名、栄5号は、起点を黒丸の豊明市栄町武侍6番2地先とし、終点を矢印の栄町武侍11番17地先とする延長218メートル、幅員3.3から7.5メートルの路線でございます。

この案を提出するのは、開発行為により新たに整備された道路が帰属されることにより、市道栄5号の認定路線に変更が生じるため廃止するものです。

続きまして、議案第17号、市道の路線認定について御説明いたします。

道路法第8条第2項の規定に基づき、市道の路線を認定するものです。認定する路線は5路線でございます。

附図をごらんいただきながら説明したいと思います。1枚おめくりください。

路線番号3005、路線名、栄5号は、起点を黒丸の豊明市栄町武侍6番24地先とし、終点を矢印の栄町武侍11番9地先とするもので、開発行為により延長97メートル、幅員5メートルが帰属されまして、路線延長が約315メートル、幅員が3.3から7.5となったためでございます。

次に、附図2をごらんください。1枚おめくりください。

路線番号2328、路線名、阿野107号は、起点を黒丸の豊明市阿野町北上ノ山69番9地先とし、椎池に接する矢印までの路線延長62メートル、幅員4メートルから4.2メートル、阿野町北上ノ山73番2地先を終点とするもので、地元要望により道路用地の寄附をいただきましたので道路整備が完了したためでございます。

次に、附図3をごらんください。

路線番号3422、路線名、栄311号は、起点を黒丸の豊明市栄町大根1番955地先とし、既設道路である大府市道に接する矢印までの路線延長124メートル、幅員4メートルから6メートルの栄町大根1番1629地先を終点とするもので、開発行為による接続先として通り抜けが可能となったためでございます。

次に、路線番号3423、路線名、栄332号は、起点を黒丸の豊明市栄町大根1番1629地先とし、栄331号に接する矢印までの路線延長105メートル、幅員6メートル、栄町大根1番1638地先を終点とするもので、開発行為により帰属されたものでございます。

次に、附図4をごらんください。1枚おめくりください。

路線番号1501、路線名、西川35号は、起点を黒丸の豊明市西川町笹原28番13地先とし、県道阿野名古屋線に接する矢印までの路線延長83メートル、幅員6メートル、西川町笹原26番2地先を終点とするもので、地元要望により歩行者専用道路を歩道つきの道路に整備する拡幅工事が完了したためでございます。

この案を提出するのは、市道として管理するため、新たに市道認定する必要があるからでございます。

以上で説明を終わります。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 理事者の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

村山委員。

○村山金敏委員 附図4ですけど、1501号西川35号ですけど、これ、道路幅というのは起点から終点まで一緒でしたかね。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

鈴木土木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） 今回、6メートルに全幅、拡幅させていただきました。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 議案第16号の栄5号の起点・終点と、議案第17号の栄5号の起点・終点、これの地番が違っていることの説明をお願いしたいのと、多分、理由は一緒だと思うんですけど、栄331号の終点と栄332号の起点の番地が一緒になっている、この理由をちょっとお願いします。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

鈴木土木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） 栄5号の関係なんですけど、こちらは当初、路線認定したのが昭和62年当時でございます、そのころは路線認定の起終点を終点に向かって右から右、右と右というふうで定めておりましたが、これは法律や条例で定められたものではなくて、ただ代表の地番を当てていたということなんですけど、現在平成16年当時からは、終点に向かって起点は左側、終点は右側というふうに決めましたので、それに従って今回、そのような地番をつけております。

以上です。

(答弁漏れの声あり)

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。もう一つのほうですね。
鈴木土木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） 栄331号の終点と332号の起点が一緒ということですね。こちらのほうは、栄331号の終点と332号の起点の交わる土地が結構大きな土地でありまして、ちょうど共有するような形になっておりまして、両点の交差点になっておりまして、角地になるため、同じ地番となってしまったものです。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。
富永委員。

○富永秀一委員 豊明市の道路認定基準だと、行きどまりの道路は市道にできないということになってますよね。それでも認定できる場合というのが定められているんですが、今回、2つほど先が行きどまりになっているのがあって、1つ、栄5号、これも今回ふえた部分悪くなって、その先、最終的に終点のところは行きどまりになっていますよね。これは、もともと市道に認定されていたので、そのときに決まっていたと思うんですけど、行きどまりでもできる場合のどれに当たって、これは認定されているのでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。
鈴木土木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） まず1点目、北上ノ山の阿野107号でございますが……。
(そっちはまだ言っていないの声あり)

○土木課長（鈴木英樹君） こちらのほうは以前、廃止する前にもう認定がしてありましたので、3条の5番に該当させることになると思います。
(5番というのはあれですねの声あり)

○土木課長（鈴木英樹君） 市長が特に、認定を……。
(はいの声あり)

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。
富永委員。

○富永秀一委員 実はここの、今回、栄5号でループになったところ、そこについてはちょっと見えんかもしれませんが、これがループになっているわけですけど、ここのところに、この先行きどまりというのが出ているんですよ、豊明市と書いて。さっきの一番最後のところも、行きどまりになっているんですけど、そこには何も表示がないんですけど、そういうところこそ、本当に入っていったら行きどまりでどうしようもない、ほかの

土地に入るかどうか、あるいはバックで出るかみたいな感じなんですけど、そういうところこそそういう表示をしたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、なぜないんですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

鈴木土木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） 検討させていただきます。

以上です。

（わかりましたの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 さっき、ちょっと出た阿野107号のほうも、これも突き当たりになっていて、これはどういう理由で行きどまりだけれども認められたんでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

鈴木土木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） 阿野107号ですけれども、一応認定基準の3条の1号、公共施設ということで、先が椎池のグラウンドになっているということで認定をさせていただきました。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 ここも、結局さっきの話だと62メートルあるんですよね。ここも先に行って、そこで金属でその先行けませんよとなっているんですけど、それも、ほかの人の土地に一旦車を入れるか、あるいはそのまま62メートルバックするかしないか出てこれないんで、この先行きどまり、といった表示があるかなと思うんですがいかがでしょう。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

鈴木土木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） こちらのほうも検討させていただきます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 西川35号なんですけども、これは一方通行で左折のみでよかったでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

鈴木土木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） 公安協議の結果、県道へ出る一方通行で左折のみということになりました。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 その点の標示、進入禁止の標示と左折のみの看板は立つと思うんですけども、私の近くにもこういうところありまして、非常に事故が多くて危険なので、道路標示に左折のみとか書く予定はないでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

鈴木土木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） 現在のところは考えておりません。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 近藤善人委員。

○近藤善人委員 どのような標示を考えてますでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 鈴木土木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） 一応、今、警察のほうと協議して、看板で対応するということです。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 規制の看板は、標識と申しますのは、公安委員会が基本的に設置することになっております。

今、議員がおっしゃった路面標示につきましても、規制であれば公安委員会のほうが法に基づいてやっていくという形になっておりますので、例えば、わかりやすくするために道路管理者が左折だけですよとか、右折だけですよというような標示を道路上にやるってことは、市内どこもやっていないというのが一般的でございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 これからもちょっと参考にしたいんですけど、これ6メートルに拡幅しましたよね。拡幅するんですよ。それで、片側一方通行というのは、住民のほうから出たものなのかどうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

鈴木土木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） こちらのほうは、地元の要望でございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

富永委員。

○富永秀一委員 それでは、これは両方まとめた形で、一括で討論いたします。

行きどまりの道を市道認定するということは、原則としてはできないけれども例外的に認められる場合があるというわけですけれども、その場合、行きどまりの道に入って困る車がないように、きちんと標示をすることを要望して賛成とします。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 議案第17号、西川の福祉体育館の道路なんですけれども、非常に事故が心配されると思いますので、周りの方たちへの周知とか、事故防止の対策をしっかりとやっていたらどうかよう要望して賛成といたします。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） これで討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第16号について採決を行います。

議案第16号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第17号について採決を行います。

議案第17号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第18号 豊明市消費生活センターの組織、運営等に関する条例の制定につ

いてを議題といたします。

本案につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

宇佐見産業振興課長。

○産業振興課長（宇佐見恭裕君） それでは、議案第18号 豊明市消費生活センターの組織、運営等に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

この案を提出いたしますのは、消費者安全法第10条、第2項及び同法第10条の2の規定に基づき、豊明市消費生活センターを設置し、この施設の組織運営等について定める必要があるからでございます。

それでは、内容を御説明いたしますので、次のページをごらんください。

主な制定の理由は、市民の消費生活向上を図るため、従来の消費生活相談をセンター化することで、常設的に消費生活相談に対応ができ、消費者行政を推進する拠点を整備するためでございます。

条例の第1条では消費生活センター設置の趣旨を、第2条では名称及び設置場所、第5条では消費生活相談員の配置や資格、第6条では消費生活相談員の人材及び処遇の確保、第8条では相談にかかわる情報の安全化について定めております。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 理事者の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

清水委員。

○清水義昭委員 附則で、これ29年の4月1日から施行ということになるんですが、この状態、4月1日から置くということによろしいですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

宇佐見産業振興課長。

○産業振興課長（宇佐見恭裕君） 一応、センターのほうは、10月1日をめどに設置したいと考えております。実際には、今回予算計上させていただいておりますので、4月1日とさせていただいております。実際には、消費生活相談員の募集や改修工事の発注等もございまして、4月1日からということの施行にさせていただきました。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 消費者安全法ができたのが平成21年のようですけども、今このタイミングで消費生活センターをつくるということになった主な理由を教えてください。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

宇佐見産業振興課長。

○産業振興課長（宇佐見恭裕君） 基本的には、消費生活センターの設置については、市町村は義務づけはされておられません。努力義務でございました。

今回、設置に至った経緯といたしまして、国のほうが消費者安全のほうの基金というのがございまして、基金を利用して充実を図ってほしいという形で話がきております。

29年度中に開設をいたしますと、基金によってかなりの補助が受けれるということで、今回設置をするというふうな方向に至りました。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございせんか。

清水委員。

○清水義昭委員 第6条のところなんですが、2行目のところに、任期ごとにというふうにあるんですけど、これ、相談員さんの任期というのは決まっていますか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

宇佐見産業振興課長。

○産業振興課長（宇佐見恭裕君） 消費生活相談員の任期というのは、1年で更新をしていくというふうな方向で考えております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございせんか。

富永委員。

○富永秀一委員 これまでは、消費生活相談窓口というのが月曜日と木曜日と2日間あったわけですけど、恐らくタイミング的にそういう基金が使えるということもあるとは思いますが、ニーズとしてどのぐらいあったのかということも知りたいんですけど。

例えば、毎日開いている愛知県消費生活総合センターのほうに、今この曜日以外は行ってくださいねという案内がホームページではされているわけですけど、そこに行った、つまり、あいていないからそっちに行ったという人、豊明市民がどのぐらいいるみたいな、そういう数字ってつかんでいますか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

宇佐見産業振興課長。

○産業振興課長（宇佐見恭裕君） 愛知県のほうに何件御案内したかというのはちょっと

わからないですけども、28年度中に豊明に相談に見えた方、市外の方が2月の末の段階で91件中の17件、約18.6%ございますので、これから考えますと、相談の割合のうちの2割程度はよそへ相談に行っているんじゃないかということが想像されます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。関連ですか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 相談員さんを4名で考えているということなんですけども、これ開設が月、水、木、金で、開設日によって相談員さんが違うということによろしいでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

宇佐見産業振興課長。

○産業振興課長（宇佐見恭裕君） そのとおりでございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 さっきの関連といえば関連なんですけど、これまで週2日だったのが4日とはいえ、結局1日は半分しか出ないんですね。つまり、2日が3日半になったというふうにも考えられるわけなんですけど、何か中途半端な気もするんですけど、この2日を3日半にする、5日にせずに3日半にするというのはどういう判断だったんでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

宇佐見産業振興課長。

○産業振興課長（宇佐見恭裕君） 相談員さんの確保というところが非常に実はネックになっております。

実際に、今、豊明に来ていただいている相談員さんお二人の方も、1人の方は別のところでの相談員さんも受けておられるということがございまして、半日という部分を設けることによって確保していきたいというような意図がございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 第4条、所長その他必要な職員を置くとなっているんですが、所長もいわゆる市の職員ではない人が所長になるんですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

宇佐見産業振興課長。

○産業振興課長（宇佐見恭裕君） 今回、センターを設置することによって、機構図のところの下の部分に消費生活センターというのができます。

そこのセンターの所長をとということで、基本的には市の管理職が兼務というような形で考えております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 第6条、任期ごとに客観的な能力実証を行うということになっているんですが、この客観的な能力実証というのはどういったもので、誰が実証するんですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

宇佐見産業振興課長。

○産業振興課長（宇佐見恭裕君） 今、相談員さんの方々も、毎年面接をさせていただきまして、こちらの条件をお願いして、相談契約というような形で契約をさせていただいております。毎年、いわゆる交付金を受ける条件として、国費を使って勉強していただいた相談員さんを雇いどめというような形にしないでほしいというようなものが条件になっておるものですから、基本的には面接をさせていただいて、条件が折り合えばというような形で考えております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 関連で。確認ですけど、客観的な能力実証となっているんですけど、実際には職員が面接をするということ、第三者にそれを認めてもらうということではないということですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

宇佐見産業振興課長。

○産業振興課長（宇佐見恭裕君） おっしゃられるとおりでございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 第7条で研修をするということになってるんですけど、これはどんな研修を、例えば回数とかも含めて何か決まっていますか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

宇佐見産業振興課長。

○産業振興課長（宇佐見恭裕君） こちらも交付金を受ける段階での条件になっておりまして、相談員の対応能力の向上のための実務研修に派遣しなさいということになっておりまして、派遣先は、神奈川県にございます国民生活センターのほうに派遣を予定しております。

それから、その他にも、県の主催の研修会とか、消費教育の推進フォーラム等にも派遣を考えております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第18号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第25号 豊明市墓園管理基金条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきましては、既に本会議場で相羽環境課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。

よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

清水委員。

○清水義昭委員 これ今まで、管理基金条例では、そもそも管理しかなかったというように、今回、運営を追加することなんですか、そもそも管理というのとはどういうことができてる、運営をすることによってどういうことができるようになるんですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

相羽環境課長。

○環境課長（相羽敏明君） まず、管理というものでございますが、墓園の維持管理、例えば、園内の除草ですね、雑草の除去、そして、トイレ清掃など、墓園をきれいに保つというようなものが維持管理ということでございます。

今後、この条例によりまして、維持管理以外のもの、市債の償還金などにこの基金が充てられるということでございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 これ、ここで聞いていいかどうかちょっとわからないですが、これ、公布された時点で償還できる市債というのはどれぐらいになりますか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

相羽環境課長。

○環境課長（相羽敏明君） 償還できるという……。どのような。償還残高、起債残高ということでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） もう一回、清水委員。

○清水義昭委員 償還って、起債の残高はどれぐらいですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 相羽環境課長。

○環境課長（相羽敏明君） 済みません。28年度末で、8,128万8,000円ということとなっております。これが、起債の残高、元金の残高ということでございます。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 これまで、納入される永代使用料の10%を積み立てるとなっていたわけですが、これはそれなりの意味があつて、これが決まっていると思うんですけど、それはどういう意味で10%枠というのは決まっていたんでしょうか。それを今回、やめるわけですが、どういう意味があつたのかということ。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。相羽環境課長。

○環境課長（相羽敏明君） 今、管理料というものをとっておりませんので、今後、来るべきところで、財源として、維持管理のために基金を積み立てていこうというような意図があつたということでございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 関連でちょっと聞くんですが、これ、平成28年度、納付と還付のそれぞれの金額ってわかりますかね。どれぐらいなのか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

相羽環境課長。

○環境課長（相羽敏明君） 永代使用料の販売の金額ということでございます。28年度2月末で、376万6,000円でございます。一方で、返還の金額、471万2,000円です。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 今回、基金が運営に使えるようになるということだと、これまでも出てきていたような、例えば、樹木葬をできるようにしようとかいうことにも使えるようになるという解釈でいいですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

相羽環境課長。

○環境課長（相羽敏明君） 墓園の管理、運営に使えるというふうに基金条例を改正するというところでございます。議員の言われるようなものにも基金を使うということができるということでございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 先ほどの清水委員の永代使用料の還付金なんですけど、471万2,000円と言われたんですけども、予算書のほうには470万2,000円になっているんですけど。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

相羽環境課長。

○環境課長（相羽敏明君） 確かに、予算を超えておるんですが、現在では流用での対応をしております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 最後に、公布の日から施行するとなっているんですけど、公布の日というのはいつぐらいを見込んでますか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

相羽環境課長。

○環境課長（相羽敏明君） 議会が終わったらということで、年度内の予定をしております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論、採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

富永委員。

○富永秀一委員 議案第25号について、賛成の討論をいたします。

基金を運営にも使えるようにするという事です。基金を償還に使えるようにということ、そういう消極的な意味もあるとしても、樹木葬などニーズが高まっていることに対応して、利用者増に結びつけていくような、積極的な運営にも使っていくことを要望して賛成といたします。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第25号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第26号 豊明市墓園条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきましても、既に本会議場で相羽環境課長より提案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。

よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 条件を緩和して、たくさん売ろうという認識でよかったですでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

相羽環境課長。

○環境課長（相羽敏明君） 議員の言われるような意図がございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 この条件を緩和してでも、さらに売れない場合は金額を下げるというような考えはないでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

相羽環境課長。

○環境課長（相羽敏明君） 今のところ、とりあえず売っていかうということで、もし下げるといふ議論ということ、今後の検討課題ということでございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 3区画ありますよね。2平米、3平米、4平米と。これの残った基数というのはわかるでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

相羽環境課長。

○環境課長（相羽敏明君） まだ未販売のところがございますが、その数も含めてお答えをします。2平米が497区画、3平米が117区画、4平米が132区画ということでございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 これって、市が運営している墓園というのは近隣に余りないようなんですけども、そのあたり委託というかそういうことは考えていないでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

相羽環境課長。

○環境課長（相羽敏明君） 墓園事業の委託というようなことでよろしいですか。

指定管理というようなこともやっている団体も聞いたことがございますので、いろいろなことも含めて検討したいと思います。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論、採決に入ります。
討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し採決に入ります。
議案第26号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第27号 豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

河北市街地整備推進室長。

○市街地整備推進室長（河北裕喜君） それでは、議案第27号、豊明市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について、説明申し上げます。

本条例は、建築基準法第68条の2、第1項の規定に基づき、建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的に、平成15年3月に定めたものでございます。

このたびの改正は、現在、土地区画整理事業を推進しております阿野平地地区並びに都市計画道路である瀬戸大府東海線の沿道である荒井地区において、新たに地区計画を定め、それぞれ適切な土地利用や建築物の形態等を誘導することにより、よりよい都市環境を確保することを目的に実施するものでございます。

主な改正の内容につきましては、ページをおはねいただければと思います。

阿野平地地区においては、建物用途の混在や敷地の細分化を防止するため、用途の制限や最低敷地面積を定めることにより、良好な住宅地の形成をはかることを目標としております。

ページを2枚おはねいただいたところからが荒井地区になります。

また、荒井地区については、主要幹線道路の沿道にふさわしい業務の利便増進を図る地区として、周辺の住環境に配慮しながら、近隣住民の日常生活を支えるさまざまな生活利便施設の立地を誘導するため、用途地域の緩和を行う一方で住環境に影響を与えることが懸念される建物用途について制限をかけております。

以上で説明を終わります。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 理事者の説明は終わりました。

これよりの質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

富永委員。

○富永秀一委員 まず、中身以前に、このひどいレイアウト、何とかならんかなと思うんですけども、例えば、横にしてアからクを繰り返し出すとか、あるいはどうしても縦のままじゃないといけないんだったら、アからエと、オからクに分けるとか、要するに、これを見て、守ってくださいねということだと思うので、間違えがないようにちゃんと読み取りやすくするという工夫も要ると思うんですけども、このために出し直せとまでは言いませんけど、そういう工夫を今後少なくとも、ほかにもあるかもしれませんので、工夫していくという考えはないですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

河北市街地整備推進室長。

○市街地整備推進室長（河北裕喜君） 御指摘のとおり、私もこの議案を見て大変見づらい印象を受ける部分ではございます。

ただ、この条文の書き方のルールに沿って議案のほうは提出させていただいておりますが、ちょっと皆さんのお手元にはないんですが、こういった1枚紙の地区整備計画というものを用意してございます。ですので、窓口等で、あるいは、お問い合わせ等で対応する際には、こちらに改正内容だけではなくて、全体の目的等も書いたものを用意しておるということでございます。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 ちなみに、そのレイアウトでこっちの議案もするという事は、今後は可能なんですか。できない……。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答えられますか。この辺に詳しい方がおれば。

下廣経済建設部長。

○経済建設部長（下廣信秀君） 条例案の提案の仕方ですので、一定のルールがございまして、こういう形になるのかなと、ほかの議案を見ていただいてもなかなか見にくいということで、今後はこういう案件は、私どもの先ほど室長のほうからお話ししたような資料がございまして、そういったものを参考資料としてつけさせていただくということは考えさせていただきたいと思っております。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） よろしいですか。参考資料としてつけるということで。

じゃ、本題の質疑のほうに入ってください。

富永委員。

○富永秀一委員 阿野平地地区ですけども、この内容からすると第1種中高層住居専用地域だと思えますけど、そのような地域に、そうした狙いだとか考え方を教えてください。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

河北市街地整備推進室長。

○市街地整備推進室長（河北裕喜君） 阿野平地地区の土地区画整理事業と今回地区計画を定める区域というのは、全く同じ区域になってございます。

この阿野平地地区の土地区画整理事業が良好な住宅市街地を形成するための事業でございますので、そういった中で、一部準工業地域が入っておった用途を、この条例の施行と同じく4月1日の予定で、全て第1種中高層の住居専用地域に変更する予定になっておりまして、それと合わせて、こういった形で地区計画をかけて良好な住宅市街地を形成するという目的で地区計画を定めるということでございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませぬか。

富永委員。

○富永秀一委員 ほかの部分はどういうふうになっているかなと見比べてみて、榎山のほうでは、法の壁面の位置の制限、そこで玄関ポーチと幅2.5メートル以下の出窓というのは制限をかけてないんですけど、今回は制限から除外しないことになってるんですけど、このあたりの違いというのはどういうところから出てくるんですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

河北市街地整備推進室長。

○市街地整備推進室長（河北裕喜君） 各地区計画ごとに検討の経緯であつたりだとか、定めていく基準等については、その地域の実情に応じて定めていくというのがこの地区計画の特徴でございます。このたびは、阿野平地の土地区画整理組合の役員会で私ども事務局の案をもとに意見交換を重ねていく中で、こういった形の建築制限、あるいは、形態の制限というのをかけていくということで、取りまとめをしていったというのが経緯でございます。

委員の御指摘のとおり、ポーチの扱いだとか、そういったことについてもいろいろな選択肢がございましたが、県の建築指導課であつたりだとか、所管する都市計画課とも調整をした結果、こういった形が一番望ましいだろうということで案としてまとめたというところでございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。
（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。
討論のある方は挙手願います。
（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。
議案第27号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第28号 豊明市消防団条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

稲垣消防総務課長。

○消防総務課長（稲垣 聡君） それでは、議案第28号、豊明市消防団員条例の一部改正について、御説明いたします。

この案を提出するのは、消防団員の資格要件を拡大するため、必要があるからでございます。条例改正することにより、大学生の消防団への加入促進を図るものでございます。

それでは、内容について御説明いたしますので、1枚おめくり願います。

第5条は、消防団員の任命資格を規定するもので、今般、同条第1号の「居住する者又は勤務する者」に「通学する者」をつけ加えるものです。

また、第7条第2項第2号は、第5条第1号の改正に伴い整備を行うものでございます。附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 条例の中に定員181人とあるんですけども、これ今現在何名か、お願いいたします。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

稲垣消防総務課長。

○消防総務課長（稲垣 聡君） 平成29年3月1日現在では173名でございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 任命のところで、通学する者に加わったと思うんですけども、18歳以上ということで、これ高校生でも18歳の方いますよね。その該当する学生さんに対して今まで何かアプローチしたかどうかと、あとその対象になる学校というのは、多分、衛生大か、名短というと女性ですので、女性も対象になると思うんですけども、どんなふうにあプローチというか募集していくのか、お願いします。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

稲垣消防総務課長。

○消防総務課長（稲垣 聡君） 今年度から、藤田保健衛生大学におけるアセンブリー授業におきまして、消防団行事の見学ですとか、消防操法の訓練の見学とか、愛知県消防操法大会の見学をさせていただきました。それから、半日消防体験を通しまして、消防団活動を経験させまして、消防団への理解を深めるようにしております。このアセンブリー授業は、来年度29年度も行う予定でございます。

さらに、豊明団地の藤田保健衛生大学の学生グループでつくるまちかど保健室ですが、こちらのほうへ消防団活動の説明も行っています。

それにつきまして、この条例の改正に合わせて、豊明市学生消防団活動認証制度実施要綱を制定しまして、消防団に所属する大学生等に対して就職活動の支援制度を設けています。以上です。

（答弁漏れ高校生の声あり）

○消防総務課長（稲垣 聡君） 高校生は18歳以上でも、問題ないと思います。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 問題ないということで、今までどんなアプローチをしてきたかということと、今後どのようにしていくかという、お願いします。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

土屋消防長。

○消防長（土屋正典君） 条例上は18歳以上ということで、誕生日によっては高校生の方も対象になるということでございますが、私どものほうとしては、原則的には高校卒業してからということで想定をしておりますので、働きかけに関しては短大以上ということ

考えております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 今、冒頭の説明のところでは大学生のことをおっしゃられたと思うんですが、これ大学生以外の専門学校とかも市内にあると思うんですが、そちらのほうも対象になりますか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

稲垣消防総務課長。

○消防総務課長（稲垣 聡君） 専門学校も対象としております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤副委員長。

○近藤裕英委員 当該消防団というものの理解というのは豊明市が当該エリアね、例えば藤田だと市外から来て藤田に通ってみえるんで、だけど、第1から全部どこでも選んで入れるのか、例えば藤田の近くの消防団に特定されるのかはいかがですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

稲垣消防総務課長。

○消防総務課長（稲垣 聡君） 本人の希望で入れると思います。団長と相談いたしまして入団可能かと思われま。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第28号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

相羽環境課長。

○環境課長（相羽敏明君） 先ほど、議案第26号の豊明市墓園条例の一部改正について、近藤善人議員のほうから墓園の販売単価について値下げすることは考えているのかという旨の回答をさせていただきました。

今、現在は単価を下げることは考えていないということでちょっと修正をお願いしたいと思いますが。

（そんなような返事だったよねの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） いいですかね。御理解いただけましたか。

（はいの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） それでは、続いて議案第29号 平成28年度豊明市一般会計補正予算（第10号）のうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者より簡潔に説明を求めます。

相羽環境課長。

○環境課長（相羽敏明君） それでは、議案第29号、平成28年度豊明市一般会計補正予算（第10号）のうち、環境課所管部分について、御説明いたします。

補正予算書42ページ、43ページをお開き願います。

4款1項3目 環境衛生費の右側のページ、環境衛生事業は、説明欄にございます新エネルギー推進委員会委員報酬、そしてその下、専用水道等立入検査補助等業務委託料は執行残による減額でございます。

ページを1枚おめくりください。そして、44ページ、45ページでございます。

6目 公害対策費の右側説明欄、公害対策事業の環境測定局保守点検業務委託料は入札残による減額でございます。

その下にあります、4款2項1目 清掃総務費の右側説明欄、東部知多衛生組合負担金事業の東部知多衛生組合負担金の減額は、組合議会において補正予算が議決され、負担金の額が確定したことによるものでございます。

その下、清掃事業は、説明欄の資源ごみ回収委託料の減額は執行残、また、資源ごみ処分委託料及び資源ごみ回収交付金は当初より少なくなる見込みによる減額でございます。

最下段の2目 塵芥処理費の右側説明欄、有機循環推進事業の消耗品費の減額は、生ごみ専用の生分解性袋の作成の取りやめによる減額。

1枚はねていただきまして、46、47ページの右側説明欄、上から2行目の生ごみ減量推進事業委託料の減額は、沓掛の堆肥センターでの生ごみ運搬終了を含んだ契約残でございます。

以上で、環境課所管の補正予算の説明を終わります。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 宇佐見産業振興課長。

○産業振興課長（宇佐見恭裕君） 続きまして、産業振興課所管分について御説明をさせていただきます。

補正予算書の46ページ、47ページをお開きください。

同じページ、下段の6款 農林水産費、1項 農業費、1目 農業委員会費、1節 報酬の22万6,000円の減額は、47ページ説明欄にございます農業委員会委員報酬で、改正前の農業委員会に関する法律第12条第1項で選任されておりました委員が、4月末日で選出団体の任期が満了となり、農業委員を退任したため報酬を減額するものでございます。

次に、最下段、7目 地域農政推進対策事業費、13節 委託料の130万5,000円の減額は、28年度中に農業振興地域整備計画を策定し、計画に基づく図面作成を実施する予定でしたが、愛知県との協議のおくれから図面の作成まで至らず、減額するものでございます。

続いて、ページを1ページおめくりいただき、48ページ中段、7款 商工費、1項 商工費、1目 商工総務費、商工総務事務事業の172万5,000円の減額は、12月定例月議会一般会計補正予算でお認めをいただきました、とよあけ花マルシェプロジェクト委託料345万円のうち、とよあけ花マルシェ事業が地方創生推進交付金の対象事業に採択され、一般財源で予算化しておりました金額の2分の1が交付金の対象となるため、財源の振りかえをするものでございます。

以上で、産業振興課所管分の補正予算の説明を終わります。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 鈴木土木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） 続きまして、土木課が所管するものの説明をさせていただきます。

歳出から説明いたします。補正予算書の46、47ページをお願いいたします。

6款1項5目 土地改良事業の減額は、説明欄にあります県営土地改良施設耐震対策事業費等負担金の額が確定したためでございます。

続きまして、48、49ページをお願いします。

8款1項1目、中段にあります道路台帳管理事業は、説明欄にあります道路台帳修正業務委託料の減額は執行残によるものでございます。その下、維持管理総務事務事業のAED借上料の減額は執行残によるものでございます。

続きまして、その下、前後駅鳩除け対策負担金の減額は、前後駅前広場及び道路下の鳩除け対策工事の実施内容が決定しまして、名古屋鉄道株式会社との協定により、負担金の額が確定したからでございます。

次に、50、51ページをお願いします。

2項1目の道路維持事業は、説明欄にあります調査測量設計等委託料の減額は、道路維持工事に伴う用地測量業務等及び橋梁点検委託等の執行残によるものでございます。

その下、道路管理事業は、説明欄にあります調査測量設計等委託料の減額ですが、道路用地の寄附及び工事に伴う道路境界立ち会い等の件数が見込みより少なかったために減額するものでございます。

その下の道路新設改良事業は、説明欄にあります支障移転補償費は、補償費の額が確定したために減額するものでございます。

中段の河川維持修繕事業は、説明欄にあります調査測量等委託料は、河川、水路等の修繕工事に伴う調査設計業務や用地測量業務が発生しなかったために減額するものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきますので、14、15ページをお願いいたします。

13款4項の国庫交付金でございます。2目の土木費国庫補助金の道路橋梁費交付金につきましては、説明欄にあります社会資本整備総合交付金において、交付申請金額に対して満額交付が得られなかったために減額するものでございます。

続きまして、第2表の繰越明許費について御説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

8款2項の道路橋梁費の道路管理事業についてでございますが、6月定例月議会において補正予算をお認めいただきましたが、阿野平地土地区画整理事業の東側にある地区外道路の関係の用地費及び補償費でございまして、事業の完了が年度内に見込めないために繰り越しをお願いするものでございます。

以上で土木課所管の説明を終わります。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 花木下水道課長。

○下水道課長（花木喜久治君） それでは、下水道課所管分について御説明申し上げますので、46、47ページをごらんください。

下から2段目、6款1項6目 総合整備事業費671万3,000円の減額は、農村集落家庭排水施設特別会計への繰出金で、当該特別会計の歳入、歳出見込み額変更に伴う減額でございます。

続きまして、54、55ページをお開きください。

中ほど、8款4項5目 都市下水路費2,356万9,000円の減額は、下水道事業特別会計への繰出金で、当該特別会計の歳入、歳出見込み額変更に伴う減額でございます。

以上で説明を終わります。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 続きまして、都市計画所管分の補正予算を歳出から主なものを御説明申し上げますので、52ページ、53ページをお開きください。

上段、8款4項1目 都市計画総務費、都市計画事務事業のうち、説明欄上から7段目、都市計画決定関連委託料292万円の減額は、愛知県が複数年かけて全県的に進める区域区分の総見直しのスケジュールが提示され、それに合わせた対応が求められたことから、土地利用の規制、誘導にかかわる事務の方針を見直し、委託の内容を精査した結果、減額するものでございます。

その下、5段目、住宅・建築物安全ストック形成事務補助金1,243万6,000円の減額は、当初に想定していた件数より実際の補助、申し込みの件数が少なかったため減額するものでございます。

その下、同居リフォーム促進事業補助金240万円の減額につきましても、当初に予定していた件数より実際の補助金の申し込み件数が少なかったため、減額するものでございます。

続きまして、同ページの下段、3目 街路事業費、桜ヶ丘沓掛線改良事業のうち、調査測量設計等委託料600万の減額は、周辺道路対策の用地確定ができず、補償算定業務が実施できなかったため、それに伴う委託料を減額するものでございます。

その下、桜ヶ丘沓掛線用地購入費800万円の減額は、用地交渉が不調となったため減額するものでございます。

その下、桜ヶ丘沓掛線物件移転補償費1,190万円の減額についても用地交渉の不調に伴い減額をするものでございます。

続きまして、54、55ページをお開きください。

上段、4目 公園事業費、大原公園整備事業のうち、調査測量設計等委託料172万5,000円の減額は、補償費算定業務を公園用地買収時期にあわせ、実施年度を変更したため減額するものでございます。

続きまして、6目 都市改造費、説明欄の有料駐車場特別会計繰出金119万3,000円の減額は、有料駐車場事業特別会計にて御説明申し上げます。

続きまして、歳入を御説明いたしますので12、13ページをお開きください。

13款2項5目 土木費国庫補助金、説明欄の住宅・建築物安全ストック形成事業補助金783万2,000円の減額は、歳出で御説明いたしました実績申請数にて精算したため、国庫補助金を減額するものでございます。

続きまして、14、15ページをお開きください。

13款4項2目 土木費国庫交付金、説明欄、社会資本整備総合交付金9,911万9,000円の

減額は、交付申請金額に対して満額交付が得られなかったため、国庫交付金を減額するものでございます。

続きまして、16、17ページをお開きください。

14款2項6目 土木費県補助金、説明欄の住宅・建築物安全ストック形成事業補助金379万3,000円の減額は、歳出で御説明いたしました実績申請数にて精算したため、県費補助金を減額するものでございます。

続きまして、繰越明許費を御説明いたしますので、補正予算書の7ページをお開きください。

上段2表、繰越明許費補正中、8款 土木費、4項 都市計画費、桜ヶ丘沓掛線改良事業のうち、単独事業分の2,500万円は市道栄325号の道路築造工事であります。予定地周辺の関係者の御要望から設計の見直しを重ねてまいりました結果、着手時期をぎりぎり確保した時点で入札を行いました但不落となりました。したがって、年度内の工期確保が困難と判断し、このたび繰越明許をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 河北市街地整備推進室長。

○市街地整備推進室長（河北裕喜君） 続きまして、市街地整備推進室所管分について御説明申し上げます。

歳出について、補正予算書52ページ、53ページにお戻りください。

下から2段目、8款4項2目 土地区画整理費です。このうち、1 土地区画整理事務事業の説明欄、都市計画決定図書作成委託料41万1,000円の減額は、土地区画整理事業を実施している阿野平地地区等において、各種都市計画の決定、変更の諸手続きに係る委託料の執行残でございます。

その下、調査測量設計等委託料、198万2,000円の減額は、6月補正予算でお認めいただきました寺池地区における土地区画整理事業に向けた各種書類作成並びに測量等に係る委託料の執行残でございます。

以上で説明を終わります。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 稲垣消防総務課長。

○消防総務課長（稲垣 聡君） 続きまして、消防本部所管分の歳出から事業別に主なものについて御説明させていただきますので、56、57ページをお開きください。

57ページ、上段の9款 消防費、常備消防活動事業から御説明申し上げます。

同事業は、説明欄にあります5事業とも当初の見込みを下回ったことによる減でございます。

続きまして、常備消防設備維持管理事業でございます。主な補正減としまして、説明欄 1 行目、光熱水費の減、説明欄 3 行目、機械器具保守点検等委託料の減は、地中熱導入に伴いガスの使用量の削減と熱源を撤去したことによる機械器具の保守の台数減によるものでございます。

続きまして、常備消防事務事業でございます。説明欄の燃料費の減は、当初予算の単価と実ガスの単価の差によるものでございます。

続きまして、非常備消防活動事業でございます。

主な補正減としまして、説明欄上から 1 行目の消防団員退職報奨金の減は、当初の見込みより退職報奨金に該当する退職団員が少なかったことによるものでございます。

続きまして、58、59ページをお開きください。

59ページ最上段、消防施設設置事業でございます。説明欄、上から 1 行目の A E D 借上料の減、2 行目の高規格救急車購入費の減は、入札残によるものです。

続きまして、消防施設維持管理事業でございます。

同事業は、説明欄にあります 2 事業とも入札残によるものでございます。

次に、歳入の御説明をいたしますので、16、17ページをお開きください。

16ページ上段、14款 県支出金、2 項上から 3 段目、7 目 消防費県補助金、1 節 消防施設費補助金、説明欄、南海トラフ地震等対策事業費補助金の増は、予算積算時には見込んでいなかった消防団員の防火安全銀長靴が認められたことによるものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをごらんください。

20ページ中段、19款 諸収入、5 項、4 目 雑入、4 節 消防団員退職報償金、説明欄、消防団員退職報奨金の減は、見込みよりも該当する退職団員が少なかったものでございます。

続きまして、市債の説明をいたしますので 7 ページをお開きください。

第 3 表、地方債補正について御説明させていただきます。

市債の目的欄 4 段目、高規格救急車購入事業としまして 680 万円減額しまして、事業費の確定により 2,110 万円とするものでございます。

以上で消防本部所管分についての説明を終わります。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 理事者の説明は終わりましたが、ここでお諮りいたします。

10 分間の休憩といたしたいが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） それでは、10 分間の休憩といたします。

午前11時10分休憩

午前11時20分再開

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページを示してからお願いいたします。

質疑のある方、挙手願います。

富永委員。

○富永秀一委員 43ページの環境衛生事業、一番下ですね、それの中の説明欄の一番上の新エネルギー推進委員会委員報酬ですけど、平成26年度は5回開かれて、27年度は4回開かれて、今年度3回と、だんだん開催回数が減ってきているわけですけど、多分これ予算の段階では4回分用意されていたのではないかなと思うんですけど、そうではないんですかね。開催が少なくなっている理由は何かありますか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

相羽環境課長。

○環境課長（相羽敏明君） 当初予算上は5回の開催を予定しておりました。この回数が今年度3回の予定ということでございますが、新エネルギーの推進計画が26年3月に策定されたものでございます。その策定した当時は、太陽光を中心としたエネルギーについて考えていこうというような方向のものでございます。

しかし、昨今、太陽光における固定価格買い取り制度の下落があつて、一般市民の中で太陽光に関する需要といたしますか、そういうものが若干減っているのではないかということで、環境の変化も策定当時と違ってきているというようなことで、ちょっと今ある計画をいま一度見直そうかというようなことで、事務局、そして委員の皆さんも情報を整理しながら考えていこうということで、ちょっと回数を減らしていると、今年度は3回というようなこととなったということでございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 49ページ、下から3段目、前後駅のハトですけど、事業の終了か、縮小か、どうなのか、ちょっとその辺も……。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

鈴木土木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） ハトよけでよかったですか。

（そうですの声あり）

○土木課長（鈴木英樹君） こちらのほうの事業は終了でございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 今のところ、835万って、えらい下がっているんですけど、何か工法が変わったりだとか、そういうことだったんですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

鈴木土木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） こちらのほうは、当初ハトよけのネットを考えておりましたが、名鉄との協議の結果、忌避剤、薬ですね、薬のほうが電車等の安全等も考えて、こちらのほうがいいということに結論が至りまして、こちらのほうの工法を選択したために減額になっております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 その関連で、そうするとネットではなくて忌避剤になったということは、効果がある程度切れてくるのかなとも思うんですけど、終了ということでもいいんですか。継続していく必要は特にないんですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

鈴木土木課長。

○土木課長（鈴木英樹君） 名鉄のほうと協議した結果、大体3年から5年はもつという事で、5年後にはまた考えなければいけないかなということは思っております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 45ページの資源ごみの回収、この関連が減ってるわけですけど、予算に対して少なかったのは確かだとして、回収量自体も前年に比べて少なかったんでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

相羽環境課長。

○環境課長（相羽敏明君） 委員、資源ごみの回収委託料の件でしたかね。

(発言する者あり)

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 富永委員。

○富永秀一委員 資源ごみの回収の量がどれに直結するのちよっとよくわからないんですけど。交付金かな。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

相羽環境課長。

○環境課長（相羽敏明君） 資源の量によって、その金額が変わるのは、資源ごみ処分委託料、そして、資源ごみの回収交付金でございます。資源の回収量については、若干、下降傾向でございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 富永委員。

○富永秀一委員 量は、確定的な数値は示せる段階にはないということですかね。減っているのは傾向ぐらいですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 相羽環境課長。

○環境課長（相羽敏明君） まだ年度途中ということで確定をしておりません。今までの4月から1月ぐらいまでの傾向を見ると若干下降傾向ということでございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 村山委員。

○村山金敏委員 消防でもいいですよ。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） はい、消防もオーケーです。

○村山金敏委員 57ページ、消防団員退職報奨金362万3,000円の減なんですけど、やめられない団員がいるということですよ。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。ちょっと難しいかな。

稲垣消防総務課長。

○消防総務課長（稲垣 聡君） 先ほど言いましたように、やめられる方が少ないということでご理解願いたいと思います。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 53ページの空き家対策協議会委員報酬、都市計画事務事業の一番上ですけど、これって当初が15万円で10万減ってるということですけど、これは開催回数が少なかったということでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） そのとおりでございまして、1回の開催をさせていただきましたので、それで精算をさせていただきました。

以上で終わります。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございせんか。

富永委員。

○富永秀一委員 1回しか開催されなかったということだと思うんですけど、たしか予算のときに6人分、5,000円で1回3万円になるなという計算だったと思うんですけど、5万円支出ということはちょっと回数的にあわんと思うんですけど。回数1回で5万円払ったということになるんですかね。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 予算時のときは委員の数が少し多くって、実際は少なくなりましたのでその分……。

○富永秀一委員 そしたら、もっと減じゃないとおかしくなる。

○都市計画課長（近藤 潔君） ごめんなさい。委員の数が多くなったので、当初予定していたよりか多くなったものですからその分ふえて、1回の回数が金額がふえたということでございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 富永委員。

○富永秀一委員 ということは、6人分5,000円だったのが、10人分5万円ということになったということですか。その報酬を払う人が10人になったということですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） その通りでございまして、当初6人だったのが一応10人という形になりましたので、5万円という形になりました。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございせんか。

清水委員。

○清水義昭委員 58ページ、59ページの一番上のAEDの借上料なんですけど、これ入札残という話だったんですけど、単純に入札残ですか、設置した場所が減ったとかそういうこと

ですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

毛受消防署長。

○消防署長（毛受淳一君） 今の御質問ですけれども、そのとおりです。予算の積算をした際には46器ございましたが、契約時にはコンビニエンスストアの統廃合がございまして、40器というふうになりました。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございせんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 53ページ、都市計画事務事業の中の住宅建物安全ストック事業、これ、申し込みが少なかったということなんですけれども、何件を想定して、実際に申し込まれたのが何件かお願いします。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） まず、耐震診断でございまして、44件予定しておったものが30件でございました。

もう一つ、改修工事のほうですが、工事のほうにつきましても15件だったものが11件という形になっております。この分が減っております。

以上で終わります。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございせんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 今までの全ての件数がわかればということと、対象になる件数というのはわかりますでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） ちょっと今、手元に数字がございせんので、少し調べて後から回答させていただきます。

（発言する者あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 数字は出ますか。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 少しお時間ください。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） じゃ、後ほどお願いします。

ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 53ページ、同じページですね、その一つ上の耐震シェルターですけど、これは改めて広報したりとか、工夫されていたように思うんですけど、予算額がそのまま減ということは、実績ゼロだったということでもいいですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 問い合わせのほうは、10件程度あったんですが、実際に申請された方がお見えにならなかったものですから、減をさせていただきました。

終わります。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 それが出てくるまで、もう一個だけ。

その一番下の同居リフォーム、これも少なかったということですけど、これ計算すると2件ぐらいの計算かなと思いますけど、2件だけあったというそういう感じですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 当初の予定が我々10件を予定しておったんですが、実際に2件提出をされて改修していただいております。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

出ませんか。数字は。

富永委員。

○富永秀一委員 57ページの常備消防設備維持管理事業のところの光熱費についてですけど、地中熱利用の効果というのは、当初の段階でもある程度は見込んでいたとは思いますが、それよりもより効果があったということなんでしょうか。

もし、効果額がこのぐらいというのが、もし示せるものがあればそれも教えてほしいんですが。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

稲垣消防総務課長。

○消防総務課長（稲垣 聡君） これは、平成27年度当初予算を約480万見込んでおりました。光熱費ですね、ガス代で当初予算約480万見込んでおりました。それが、平成28年度、

約100万下げて380万円でガス代を見込んだんですけれども、それでも270万円の補正減が出たということです。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤善人委員。

○近藤善人委員 時間がどれぐらいかかるかわかりますでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） ちょっと今、担当、調査しにまいりましたので5分ほどいただけますでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 富永委員。

○富永秀一委員 今のですけど、380万見込んでいて270万減で、110万で済んだという計算になるんですかね。これが全く同じ条件で比べていいものなのかどうかわかりませんが、平成27年には480万円見込んでた、それが28年だと380万の見込みで、さらにそれが270万減になってるってことは、110万で済んだということですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

土屋消防長。

○消防長（土屋正典君） 光熱費、今回減でございますけども、ガス以外の要因も含まれておりまして、単純に全部ガスというわけではございません。8割方がほとんどガスによるものです。

それで、先ほど今年度予算を100万減して約380万であったよと、それで、ここの補正予算を作成した時点のガス代の見込みというのは、155万367円という見込みで、今回の補正額をはじき出したということでございます。

実績に関しましては、まだ当然、年度が終わっておりませんので、これよりもさらに効果があるということは期待できるのかなとは思いますが、いずれにしましても当初予算の積算のときは、ある程度効果があることはわかっておりましたけれども、何分、まだ導入したばかりの話でございますし、というか今年度予算をつくるときはまだ導入前の話ですので、さすがにそこまで削る勇気はなかったと、こういうことでございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 近藤善人委員。

○近藤善人委員 別の件で、47ページの一番下なんですけど、地域農政推進対策事業。県との協議がおくれているということなんですけども、これ、いつごろになったら決まるのでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

宇佐見産業振興課長。

○産業振興課長（宇佐見恭裕君） 現在、おおむね完了させていただきまして、3月の10日から縦覧を開始する予定でございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

都市計画課長、出ないですかね。

近藤都市計画課長。

○都市計画課長（近藤 潔君） 先ほど、近藤委員からの御質問の件数ですが、7,306件でございます。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第29号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号のうち、本委員会所管部分については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第31号 平成28年度豊明市下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案につきまして、既に本会議場で花木下水道課長より提案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。

よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

富永委員。

○富永秀一委員 10ページの下水道料金システム購入費、使用料徴収事業の説明欄の一番

下ですけど、これが丸々減になっているのは何ででしたでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

花木下水道課長。

○下水道課長（花木喜久治君） こちら、システム購入費91万8,000円、全て減でございますが、こちら企業団のほうが今年度1月からシステムを更新するという予定でございましたが、その予定が平成29年、新年度の7月のほうへ考えを改めたというところで、今年度の購入が必要なくなったということで、全額減額でございます。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 同じところなんですけど、このシステムの購入、これを7月に動かすことで料金改訂への影響というのはありませんか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

花木下水道課長。

○下水道課長（花木喜久治君） 料金改訂の関係では影響は出てきません。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 12ページの公共下水道築造事業の物件移転と補償費が丸々減ですけど、これは何か予定していた工事ができなかったとか、そういうことでしょうか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

花木下水道課長。

○下水道課長（花木喜久治君） こちらの予算につきましては、新たに例えば、私どもで下水道管を敷設する必要、要望等で、新たな要望ですね、取りつけ管の要望が出たときに本管を埋設する必要が出た場合、例えば、道路幅員の狭いような道路ですと水道だとか、ガス管、こちらを移設する必要が出てきます。その費用ということで、当初予算を計上しておりましたが、今年度につきましてはそういう案件がなかったということで、全額減額ということにいたしました。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 そういう何かあったときのための予算ということで、終わりには190万6,000円ってすごく細かいんですけど、何か少なくともこれはやるというものがあって、こういう細かい金額になっていたわけではないんですね。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

花木下水道課長。

○下水道課長（花木喜久治君） 確かに、おっしゃるとおり細かい数字ではございますが、計画があったものではございません。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論、採決に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第31号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第33号 平成28年度豊明市墓園事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案につきましては、既に本会議場で相羽環境課長より提案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。

よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

清水委員。

○清水義昭委員 5ページが一番上、永代使用料なんですけど、これが補正した後が約342万、それぐらいになるんですけど、確か本会議質疑のときに墓園管理基金条例の一部改正についての議案質疑で、今年度の墓園の販売が確か10件というような、確か答弁があったと思うんですけど、一番安い区画のもので確か1区画が34万5,000円だったと思うんですけど、これ、10基だと計算が合わなくなるんですけども、これ、説明してください。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

相羽環境課長。

○環境課長（相羽敏明君） この補正予算を策定するときには、実績としては9区画ということではございました。その後、1区画売れたということで議案質疑の際にはその数をお

話しさせていただいたということでございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 同じページで、一番下の基金繰り入れですけど、これを1,681万5,000円。先日、確か基金の残高というのを教えてもらって、それが数字、メモしたのが合っていれば1億8,369万1,163円。合っていますか。これ、取り崩した後にこうなるという数字でしたか。これを取り崩して、その残高になるという数字でしたか。それとも取り崩す前でしたか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

相羽環境課長。

○環境課長（相羽敏明君） 先日、お話しさせていただいた、そして今、委員のお話していただいた数字は、今現在の基金残高ということでございます。

以上です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 7ページですけど、墓園管理基金積立金ですね、これが当初から引くと38万8,000円になるんですけど、これが永代使用料の11.3%に当たります。これ、議案25号が可決されたら、年度内にさらに減らす考えはありますか。

先ほど、公布は年度内にという話だったので、やろうと思えばできんことはないですけど。さらに減らす予定はありますか。それとも来年度以降、適用しますか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

相羽環境課長。

○環境課長（相羽敏明君） 予算が通ったら、この金額でというふうには思います。

○富永秀一委員 今年度はこれで……。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） いいですか。

（はいの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し討論、採決に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第33号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第34号 平成28年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案につきましても、既に本会議場で花木下水道課長より提案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。

よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

富永委員。

○富永秀一委員 5ページです。一番上の分担金もふえて、その次の使用料もふえて、逆に7ページのほうを見ると排水施設維持管理事業で光熱費が減ってる。また、戻って5ページで、一般会計の繰入金が増えたと。さらに先日の答弁だと繰越金も1,600万円ぐらいになりそうだということで、これ、事業としては黒字だということですね。確認です。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

花木下水道課長。

○下水道課長（花木喜久治君） 確かに、28年度につきましてはそういうことでよろしいかと思います。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 5ページの一番上の受益者分担金なんですが、これ、当初に比べてものすごいふえてるんですけど、どんな要因でものすごいふえてるんですか。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

花木下水道課長。

○下水道課長（花木喜久治君） この分担金につきましては、各家庭の引き込みの水道管の口径によって単価が決まっております。

当初予算におきましては、13ミリを8件、20ミリを1件、計9件というということですので

算の見積もりをさせていただきました。

この補正の段階におきましては、13ミリが6件、20ミリが4件、40ミリが1件、計11件ということで、件数的には2件ふえたのみでございますが、こちら単価が水道の径が大きくなるにしたがって高くなっております。特にこの40ミリにつきましては、168万3,400円ということになっておりますので、この1件だけでも相当の増額になるということでございます。

終わります。

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第34号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第35号 平成28年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算（第2号）について、議題といたします。

本案につきましても、既に本会議場で近藤都市計画課長より説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。

よって、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第35号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○建設消防委員長（毛受明宏議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出させていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて建設消防委員会を閉会いたします。

午前11時47分閉会